

尾道市・三原市消防通信指令事務協議会緊急通報システムの利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、尾道市・三原市消防通信指令事務協議会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項に基づき平成25年4月1日に設置された尾道市・三原市消防通信指令事務協議会をいう。以下「協議会」という。）が運用するNET119緊急通報システム（以下「NET119」という。）の利用登録について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱においてNET119とは、聴覚機能、言語機能等に障害を有する者が、自らが保有するインターネット端末（インターネット機能を利用することができる携帯電話、スマートフォン等の通信機器をいう。以下同じ。）を利用して、協議会が設置する尾道市・三原市消防指令センター（以下「消防指令センター」という。）の通信指令施設への緊急通報を行うシステムをいう。

(対象者)

第3条 NET119を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 聴覚、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害等により、音声で会話することが困難である者で、尾道市、三原市又は世羅町に在住又は在勤若しくは在学している者
- (2) 前号に掲げる者のほか、協議会会長（以下「会長」という。）が特に必要があると認める者

(利用区域)

第4条 NET119を利用することができるのは、尾道市、三原市及び世羅町内のほか、日本国内でNET119を導入している消防本部（局）が管轄する市町等である。

(登録の申請)

第5条 NET119を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、尾道市・三原市消防通信指令事務協議会NET119緊急通報システム登録申請書兼承諾書（様式第1号。以下「申請書」という。）を会長に提出しなければならない。

(登録審査及び通知)

第6条 会長は、前条の申請があったときは、その内容について審査し、適当と認めるときは、当該申請者をNET119の利用者として登録するものとする。

2 会長は、登録の旨を申請者のメールアドレスに送信し通知するものとする。

(変更等の届出)

第7条 前条の規定による登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、尾道市・三原市消防通信指令事務協議会NET119緊急通報システム登録変更・廃止届出書(様式第2号)に必要事項を記載し、会長に提出しなければならない。

(1) 利用登録申請書に記載した事項に変更が生じたとき。

(2) 利用するインターネット端末を交換したとき。

(3) NET119の利用を廃止するとき。

(登録の取消し)

第8条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録者の登録を取り消すことができる。

(1) 前条第3号の規定による利用登録の廃止の申請があったとき。

(2) 虚偽その他不正な手段による申請であることが判明したとき。

(3) 転居、死亡その他の事由により、第3条に規定する利用対象者でなくなったとき。

(利用料)

第9条 NET119の利用料は、無料とする。ただし、NET119の登録及び利用に伴う通信費用は、登録者の負担とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。